

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊稔池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）醍醐坊地区）計画を変更することについて平成20年10月3日適當と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成20年10月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成20年10月17日

香川県知事 真鍋武紀